

法第 37 条の規定による使用材料表(H12 告示第 1446 号)

下表の使用部位において○印を付した材料を使用する。

使用部位					JIS 規格適合品の使用が義務付けられている品目	
基礎	柱	梁	床	壁	建築材料名	JIS
					構造用鋼材及び鋳鋼	G3101 (一般構造用圧延鋼材) G3466 (一般構造用角形鋼管) 他
					高力ボルト及びボルト	B1051 (ボルト、ねじ、植込ボルト) 他
					構造用ケーブル	G3525 (ワイヤーロープ) G3549 (構造用ワイヤーロープ) 他
					鉄筋	G3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) G3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼)
					溶接材料	Z3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 他
					ターンバックル	A5540 (建築用ターンバックル) A5542 (建築用ターンバックルボルト) 他
					コンクリート	A5308 (レディーミクストコンクリート)
					コンクリートブロック	A5406 (建築用コンクリートブロック)
					免震材料	
					木質接着成形軸材料	構造用単板積層材の日本農林規格
					木質複合軸材料	
					木質断熱複合パネル	
					木質接着複合パネル	
					タッピンねじ その他	B1055 (タッピンねじ) 他
					打込み鋲	
					アルミニウム合金材	H4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材) H5202 (アルミニウム合金鋳物) 他
					トラス用機械式継手	
					膜材料及びテント倉庫用膜材料	
					セラミックメーソンリーユニット	A5210 (建築用セラミックメーソンリーユニット)
					石綿飛散防止剤	